

検 討 事 項

1 会議の運営

- (1) 傍聴者の検温（廃止・既に検温器は撤去済み）
- (2) 手指消毒（消毒液の在庫がなくなるまで継続、なくなり次第廃止）
- (3) 本会議場の演壇等のアクリル板（撤去）
- (4) 本会議場の演壇、質問席の消毒（廃止）
- (5) 本会議場、委員会室のドア（現在同様開けるか・閉めるか）
- (6) 執行部の本会議への出席（現在同様関係者のみとするか・全員入場とするか）
- (7) 本会議における執行部の1回目の答弁（現在同様自席で着席・演壇）
- (8) 本会議における2回目以降の答弁（現在同様自席で着席・自席で起立）
- (9) 執行部の委員会への出席（議案審査等に関係のある部署のみ）

2 予算決算委員会（議会選出監査委員の予算決算委員会への出席を可とする。）

3 正副議長選挙における所信表明（次期任期から実施）

4 タブレットの活用（ペーパーレス化の推進）

- (1) 議案は当面の間紙で用意する。
- (2) 議事日程、委員会付託表、請願文書表、一般質問通告書、質疑通告書、議員の一般質問資料等はタブレットへの掲載のみとする。

5 本会議資料、委員会資料のホームページへの掲載

6 会派代表質問

- (1) 実施方法（質問事項の大項目ごとにそれぞれ3回とする。）
- (2) 通告者が欠席の場合は、代理者の発言を認める。（オンライン質問との兼ね合い）

7 議場整備（モニター等）

8 政務活動費

9 政治倫理条例